

◆住所異動届出表

連絡先：町民課 (62-2112)

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつまでに(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	町内に住所を定めてから14日以内	本人、世帯主または代理人	前住所地の市区町村が発行した転出証明書印鑑
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に(転出証明書を交付します)	本人、世帯主または代理人	国民健康保険証(加入者のみ) 印鑑登録証(登録者のみ) 印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	町内で住所を変更した日から14日以内	本人、世帯主または代理人	国民健康保険証(加入者のみ) 印鑑

全ての届出において、代理人による届出のときは、委任状が必要です

3月・4月は進学、就職として転勤などで何かと異動の多い月です。  
住所が変わったときは必ず役場町民課の窓口に住所異動の届出をしてください。詳しくは、左の表をご覧ください。

なお、住所の変更に伴い、国民健康保険加入者及び乳幼児医療費・老人医療受給者は町民課で、児童手当及び特別児童扶養手当、ひとり親家庭の医療費受給者、介護保険で要介護認定を受けている

## 引っ越したら届け出を忘れずに

方は、保健福祉課でそれぞれ手続きが必要になります。  
毎週金曜日は窓口業務延長  
町では、毎週金曜日に町民課と税務課の窓口業務を午後7時まで延長しています。  
町民課で取り扱う業務は、住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書の発行です。また、税務課で取り扱う業務は、各種税証明の発行です。  
仕事などの都合で、日中窓口に来られない方は、ぜひご利用ください。  
就職・退職したら国保の手続きを  
住所を異動しなくても、職場の健康保険に加入・脱退した場合、国民健康保険の手続きが必要になります。  
加入や脱退の届出が遅れると、保険税を遡って何年分も納めることになったり、国保で使った医療費を後で返してもらうことになったりしますので注意しましょう。  
なお、国保に加入するときには会社を退職した証明書を、国保を脱退するときは職場の健康保険証をお持ちください。



# みんなでつくる火災のないまち

春季火災予防運動(3月1日から7日)

いざという時のため日々の鍛錬を欠かさない消防団員

春の全国火災予防運動が今月1日から7日まで行われました。  
これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となります。建物火災、野火火災が多く発生し、一瞬にして多くの生命と財産を失うことになりまので、日頃からの防火意識や、放火に対する心構えも大切になります。  
ここでは日頃の防火・放火に対する対策についてお知らせします。  
4  
昨年の火災発生件数は2件  
本町の平成15年の火災発生件数は24件で、平成14年の同時期と比較すると12件の増となっています。  
その内訳は、たばこの不始末1件、火遊び2件、こんろ等が原因の出火2件、配線からの出火1件、放火または放火等の疑いによる出火18件で、放火等による火災が全体の75%を占めています。

### 放火対策について

日頃から防火に対する気を配っていても、放火されてしまつては元も子もありませ

ん。周辺が放火されやすい環境になっていないかどうかチェックしておきましょう。  
●夜間のごみを放置すると放火されやすくなります。ゴミは必ず収集時間に出しましょう。  
●家の周りに古新聞や古タイヤなど置いていませんか? 置いたままにしておくと、放火される危険があります。  
●夜間でも照明を明るくして不審人物が隠れやすい死角をつくらないようにしましょう。  
●外部から不審人物が安易に侵入出来ないようにしましょう。

### 日常の防火対策

火災を起こさないためには日頃からの火の管理が重要です。いくら小さな火でも完全に消えたか確認しましょう。  
●たばこ  
水をかけて完全に消す。また、吸い殻は灰皿にためないこと。  
●ストーブ  
燃えやすい物を近づけないようにする。洗濯物の乾燥機代わりに使用しないこと。



たこ足配線はやめましょう

●火遊び  
子供の手の届く場所にマッチやライターを置かないようにすること。  
●たき火  
風の強いときは、たき火をしないようにすること。出火原因の約5割が火の粉の飛び火によるものです。  
●電気器具  
プラグを長期間コンセントに差したままにしないこと。また、たこ足配線はしないこと。

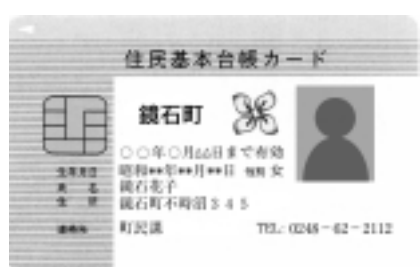
●ガス器具等  
調理中はたとえ短期間でも、火のそばを絶対に離れない。周囲に燃えやすいものを置かないこと。  
以上のように、日頃から火の不始末等に十分注意し、火災ゼロの町にしましょう。  
◆問い合わせ先  
町総務課 62-2111

## 公的個人認証サービスがスタート(1/29より)

公的個人認証サービスとは、様々な行政手続きの電子申請、インターネットを利用した申請(に対して必要な電子証明書と市町村が共同で町民のみならずに提供するものです。

電子証明書とは、電子署名をするときに用いられるもので、書面手続きでいえば、自署や押印に相当する法的効果があります。電子証明書を用いることによって、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐことができます。

電子証明書の発行は、役場町民課で受付けています。電子証明書は、住民基本台帳カードに格納するため事前に住民基本台帳カードの発行が必要となります。電子証明書の発行手数料は、1件500円ですが、平成16年3月31日までは無料です。



住民基本台帳カード(見本)

### 申請により住民基本台帳カードを交付

昨年8月25日から希望者に対し、1件500円で住民基本台帳カードを交付しています。

住民基本台帳カードは写真付きと写真なしの2種類があり、写真付きのカードは公的な身分証明書として使用できます。申請時には、本人の確認を行いますので、運転免許証などをご持参ください。  
なお、写真付きのカードを希望される方は、縦4.5cm、横3.5cmの大きさの写真1枚をご持参ください。

◆問い合わせ先  
町民課 62-2112